

生産緑地の抵当権を有する方へ（御案内）

生産緑地を「特定生産緑地」に指定するときは、農地等利害関係人全員の同意が必要です。

指定希望地の農地等利害関係人は、「**特定生産緑地指定同意書**」に記入・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書（※提出日から3か月以内に発行されたもの）の提出が必要です。

同意書の記入例については、2ページのとおりです。なお、特定生産緑地の指定手続等を記載した「横浜市特定生産緑地指定の手引き」は本市ホームページに掲載しています。

参考

◆ 「生産緑地」とは

市街化区域内の農地は一定の要件を満たした場合に「生産緑地」の指定を受けることができます（生産緑地法第3条）。生産緑地には右表のような義務と優遇があります。

義務	<ul style="list-style-type: none">農地管理義務開発等の行為制限
優遇	<ul style="list-style-type: none">固定資産税等が農地課税相続税等納税猶予が適用可

◆ 「特定生産緑地」とは

生産緑地は、指定から30年経過すると、農地以外のものに転用できる代わりに従来の相続税や固定資産税等の税制の優遇がなくなります。引き続き営農を継続される方に向けて、「特定生産緑地制度」が創設されました（生産緑地法10条の2ほか）。

- 生産緑地制度の義務と優遇をそのまま10年間延長するものです。
- 特定生産緑地の指定期間は10年間で、更新が可能です。
- 特定生産緑地の指定は、生産緑地指定から30年経過する前に受ける必要があります。30年経過後は指定を受けることはできません。
- 特定生産緑地の指定には、農地等利害関係人全員の同意が必要です。**

◆ 農地等利害関係人とは

所有権、貸借人、抵当権者など、土地に関する権利を有する方をいいます。

特定生産緑地への指定を希望する農地の所有者は、抵当権者等、他に農地等利害関係人がいる場合には、その全員の同意を得る必要があります。

◆ 同意書の提出方法

- 受付期間（原則として郵送による提出）
横浜市ホームページをご確認ください。
- 提出先

横浜市ホームページは
二次元コードからも
アクセスできます →



宛先	生産緑地の所在地
北部農政事務所 特定生産緑地 担当者宛 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎内)	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、 旭区、港北区、緑区、青葉区、 都筑区
南部農政事務所 特定生産緑地 担当者宛 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 (戸塚区総合庁舎内)	中区、南区、港南区、磯子区、 金沢区、戸塚区、栄区、泉区、 瀬谷区

特定生産緑地指定同意書（記入例）

指定を希望する土地について、農地等利害関係人の同意があることを示す書類です。なお、どの土地について指定を希望するかは、3ページの「特定生産緑地指定申請書」で確認します。

① ひとまとまりの生産緑地ごとに割り振られた5桁の番号です。

② 所有者（複数の所有者が一枚の同意書にまとめて記入する場合は代表者）が記入します。

③ 申請書の「筆の番号」を確認のうえ、該当する権利のある土地の「筆の番号」をご記入ください。

④ 該当する権利に○を付けてください。

⑤ 権利を有する人の住所と氏名（企業等の場合は社名及び代表者名等）をご記入ください。

⑥ 実印（提出される印鑑登録証明書と同一の印）を押印ください。企業等の場合は社印ではなく代表者印の押印が必要です。

第2号様式

令和●年●月●日

横浜市長

生産緑地地区 箇所 ① 99999

申請者 (代表者) 住 ② 横浜市中区本町6丁目50番地の10

氏 名 横浜 太郎 

電話番号 045 (671) 2726

特定生産緑地指定同意書

「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)記載の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

農地等利害関係人【申請者】の同意（実印による押印） ※ 申請者の方も記入が必要です。

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	申請者 氏名	申請者 住所	押印 (実印)
1~8	④ (1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()	横浜 太郎	横浜市中区本町 6丁目50番地の10	

農地等利害関係人【申請者以外】の同意（実印による押印）

筆の番号 申請書参照	権利の種類 該当権利に○印	氏名	住所	押印 (実印)
7, 8	④ (1) 所有権 (2) 抵当権 (3) 貸借権 (4) 他 ()	港未来銀行 代表取締役 神奈川 浜夫	横浜市都筑区 茅ヶ崎中央32番1号	

1	2	3	4
5	6	7	8

申請書の「筆の番号」1～8の所有者は、横浜太郎さん
申請書の「筆の番号」7, 8の抵当権者は、港未来銀行

- 押印は必ず実印（印鑑登録証明書と同一の印）をご使用ください。
- ご記入になる住所は、提出される土地の登記簿謄本及び印鑑登録証明書に記載の住所と同一であることをご確認ください。
異なる場合は、住所の変更を証する書面が必要です。
- 農地等利害関係人が3名以上いてオモテ面に書き切れない場合は、ウラ面の欄をご使用ください。

特定生産緑地指定申請書（参考）

申請書はどの土地の指定を希望するかを示す書類です。

申請者が記入するもので、抵当権者は記入しませんが、2ページの「特定生産緑地指定同意書」と対応する書類です。

第1号様式
令和 〇年 〇月 〇日
横浜市長

生産緑地地区 箇所 ① 99999

申請者 住所 ② 横浜市中区本町6丁目50番地の10
(代表者) 氏 横浜 太郎

電話番号 045 (671) 2726

特定生産緑地指定申請書

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、「特定生産緑地指定同意書」(第2号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の生産緑地について特定生産緑地の指定を申請します。

確認欄 次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っています。
(適正な農地管理を行っている場合、口にチェックを付けてください。)

③ 生産緑地への指定希望記入表 > 指定を希望しない土地については二重線を記載してください。

筆の番号	所在・地番	地積(㎡)	生産緑地指定日	申出基準日
1	西区よこはま町1番	200	平成4年11月13日	令和4年11月13日
2	西区よこはま町2番	50	平成4年11月13日	令和4年11月13日
3	西区よこはま町3番	150	平成4年11月13日	令和4年11月13日
4	西区よこはま町3番2	150	平成4年11月13日	令和4年11月13日
5	西区よこはま町4番	90	平成4年11月13日	令和4年11月13日
6	西区よこはま町11番7	200	平成4年11月13日	令和4年11月13日
7	西区よこはま町13番=5	110	平成4年11月13日	令和4年11月13日
8	西区よこはま町17番	600	平成4年11月13日	令和4年11月13日
9				
10				
11				

申請書の枚数について	生産緑地の一つの筆番号につき、1枚必要です。
土地の数が多き方	土地の数が多く表紙に収まらない場合、裏面にも記載する必要がありますので御確認ください。
一つの土地の一部指定を希望する方	地積に二重線を記載し、指定希望面積を余白に記載してください。指定には分筆を行っていただいたうえで地積測量図の提出が必要です。なお、指定要件が異なりますので、分筆を実施する前に所管の農政事務所へお問い合わせください。

(裏面あり)

① ひとまとまりの生産緑地ごとに割り振られた5桁の番号です。

② 所有者（複数の所有者が一枚の同意書にまとめて記入する場合は代表者）が記入します。

③ 筆ごとに「筆の番号」が振られています。同意書を作成する際に必要となります。

指定を希望しない筆を二重線で消す

【分筆前の場合】
地積を変更して指定を希望する筆の地積を二重線で消したうえで、希望する地積を記入

【既に分筆済の場合】
分筆により新たな地番が振られている場合は、申請書の筆の地番・地積を書き換える